

# 9人の水俣病患者

# なぜ認定せぬ



東京地裁で証言した斎藤守東大教授(左)と大八木義彦千葉大教授

# 厚生省に直訴

“誠意が  
ない県”

## 審査会への反論書提出

「私は水俣病なのに県が公害病患者に認定しないのは不當だ」と熊本県の決定不服とし、厚生省に行政不服審査請求をしている水俣市出身の保険監督課長川本輝夫さん(35歳)は、一日午前十時すぎ厚生省を訪れ、熊本県側の弁明書に対する反論書を提出した。

### 直接現地調査を

川本さんら熊本県七人、鹿児島一えていた。

県二人の計九人は昨年八月、明らかに水俣病であるのに県の公害被害者認定審査会が公害病認定の申請を却下したこと不満として、この決定を取り消すよう同省に訴

ていて。この日、代理人の後藤孝典弁護士や「水俣病を告発する会」の会員約三十人とともに厚生省を訪れ、水俣病かどうかはすぐわかるはずだと訴えた。

また後藤弁護士は「熊本県側は審査会が公害病認定の申請を受けた「告発する会」の会員から非難を浴びていた。

弁護士は「現在、第三反論書を用意しており、県の原田正純議師や東大の高橋既正講師らの鑑定を要求して厚生行政の非人

間性を過及してゆく」と、後の方針を話していた。

厚生省の公害担当者が代わる心配がある。六月中には結論を出すべきだ」と、早期解決を要望した。

これに対し、同省公害部の竹内庶務課長は「熊本県には十分な弁明書を出すよう連絡をしているが、直接県に申し照査するには問題があるので…」とあいまいな答弁をしたため、厚生省はチツソ会社の味方かなどのゼッケンをつけた「告発する会」の会員から非難を浴びていた。

厚生省は三月下旬までに水俣市で調査会に直接会って調べてほしい。七月からは環境庁が発足して